

平成28年陸別町議会12月定例会会議録（第1号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成28年12月13日	午前10時00分	議長	宮川 寛	
	散会	平成28年12月13日	午後02時46分	議長	宮川 寛	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 7人	1	中村佳代子	○	8	宮川 寛	○
欠席 1人	2	久保広幸	○			
凡例	3	多胡裕司	○			
○ 出席を示す	4	本田 学	○			
▲ 欠席を示す	5	山本厚一	○			
× 不応招を示す	6	渡辺三義	○			
▲⊗ 公務欠席を示す	7	谷 郁 司	▲			
会議録署名議員	山本厚一		渡辺三義			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			主任主査 吉田利之		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野尻秀隆	教育長	野下純一		
	監査委員	飯尾清	農業委員会長（議員兼職）	多胡裕司		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	佐々木敏治	会計管理者	芳賀均		
	総務課長	早坂政志	町民課長	（芳賀均）		
	産業振興課長	副島俊樹	建設課長	高橋豊		
	保健福祉センター次長	丹野景広	国保健康診断所事務長	（丹野景広）		
	総務課参事	高橋直人	総務課主幹	空井猛壽		
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教委次長	有田勝彦				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	棟方勝則				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第77号	専決処分の承認を求めることについて
4	議案第78号	町道路線の廃止について
5	議案第79号	町道路線の認定について
6	議案第80号	町税条例等の一部を改正する条例
7	議案第81号	陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
8	議案第82号	陸別町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
9	議案第83号	陸別町農業委員会の委員の定数に関する条例
10	議案第84号	平成28年度陸別町一般会計補正予算（第9号）
11	議案第85号	平成28年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
12	議案第86号	平成28年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）
13	議案第87号	平成28年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
14	議案第88号	平成28年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
15	議案第89号	平成28年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（吉田 功君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

御着席ください。

◎開会宣告

○議長（宮川 寛君） ただいまから、平成28年陸別町議会12月定例会を開会します。

谷議員より、陸別町議会会議規則第2条第2項の規定に基づく届け出書の提出により、本日の会議は欠席となります。

◎諸般の報告

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（宮川 寛君） 町長から行政報告の申し出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 第3回臨時会以降の行政報告をいたします。

内容につきましては、お手元に配布している書面のとおりでございますが、口頭で1件御報告いたします。

11月25日金曜日、午前7時20分前、陸別町字陸別原野基線328番地2、陸別町高齢者共同生活支援施設「福寿荘」で火災が発生し、木造平屋建て375.3平方メートルが全焼いたしました。今回の火災では、入居者の方々及び地域の皆様の御協力によりま

して大事に至らなかったことが何よりの救いですが、避難の際にけがをされた方がおりまして、一日も早い回復を願っているところであります。

なお、福寿荘の6名の入居者につきましては、現在3名が緑町の旧みどりハイツを利用させていただき入居し、残る3名のうち1名がグループホームゆうの里に入所、1名が自宅、1名が入院中となっております。

出火の原因につきましては、現在調査中ではありますが、今後このような不祥事を二度と起こさないように厳重に対策を講じてまいりたいと思っております。

以上、行政報告といたします。

◎教育関係行政報告

○議長（宮川 寛君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申し出があります。

野下教育長。

○教育長（野下純一君）〔登壇〕 9月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。

口頭で2点、御報告申し上げます。

1点目は、一昨年、平成26年11月11日、陸別小学校の理科の授業中に当時6年生男子1名が実験中に目を負傷した事故について、2年が経過しておりますので、治療の経過について御報告いたします。

昨年5月、旭川医大病院において目の表面に付着していたカルシウムを除去するための手術を行い、6月16日に退院した以降、引き続き旭川医大病院に2カ月に一度通院治療を続けております。男子児童は現在、陸別中学校2年生に在籍しております。通常の活動は送られておりますが、点眼や保護など欠かさず続けていかなければならない状況はこれまでと変わりはありません。今後とも御家族には誠意を持って対応をしてまいります。

2点目ですが、全国大会及び全道大会の出場についてであります。

まず、全国大会であります。今月12月24日から岡山県倉敷市において開催されます第8回西日本選抜女子学童野球岡山大会に、陸別町野球少年団「陸別レッドイーグルス」に所属する2名の女子選手が北海道代表に選抜され、出場することが決定しました。また、全道大会であります。11月20日、北見市で開催されました第38回北見地方アンサンブルフェスティバルにおいて、陸別リコーダーアンサンブルクラブが小学校部門において2種目で金賞を受賞し、来月1月10日、札幌市で開催されます第31回全道リコーダーコンテストへの出場を決めております。

本定例会におきまして、両必要経費に係る関係予算を計上しておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上で、教育関係の主な行政報告を終わります。

○議長（宮川 寛君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告にかかわる一般質問の通告は、本日午後5時までに提出してください。

◎開議宣告

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、5番山本議員、6番渡辺議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（宮川 寛君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、12月9日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○3番（多胡裕司君）〔登壇〕 平成28年陸別町議会12月定例会の運営について、12月9日に開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について御報告をいたします。

今定例会において町長から提出されました案件は、町道路線の廃止・認定、条例の制定・一部改正、平成28年度各会計補正予算など、合わせて13件であります。議会関係では、人権擁護委員候補者の推選につき意見を求めることについて諮問事項1件、一般質問4名及び委員会の閉会中の継続調査を予定しております。

本定例会の会期についてであります。議案の内容等を総合的に勘案し、協議の結果、会期は、お手元に配付いたしました予定表のとおり、本日から12月15日までの3日間とすることに決定をいたしました。

なお、3日目の12月15日につきましては、予備の日とし、予定表のとおり議事が終了しない場合について会議を開くことにいたしました。

次に、一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のもの及び相互に関連性が高い議案については一括することとし、議案第78号町道路線の廃止について及び議案第79号の町道路線の認定についての2件、議案第84号から議案第89号までの平成28年度各会計補正予算の6件をそれぞれ一括して説明を受けることとしました。

このうち、町道路線の廃止、認定についての2件につきましては、相互に関連性が高いため、質疑、討論を一括で行った後、採決は別々に行うこととし、各会計補正予算につき

ましては、質疑、討論、採決はそれぞれ議案ごとに行うことにしましたので、御了承願います。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御協力をお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から12月15日までの3日間としたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月15日までの3日間とすることに決定しました。

次の日程に入る前に、本定例会の議案にかかわり、町長から議案書の訂正、説明資料の修正、追加について説明したいとの申し出がありましたので、発言を許します。

佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、恐縮でありますけれども、議案集の26ページをお開きいただきたいと思っております。

26ページは、町税条例にかかわる附則の関係ですけれども、上から4行目、次条「第3項」となっているかと思っておりますが、これを「第4項」に訂正をお願いしたいと思っております。その下、第2号になりますけれども、後段のほうで、及び次条「第2項」となっているかと思っております。これを「第5項」に訂正をお願いしたいと思っております。

以上が議案の字句の訂正でありまして、説明資料の関係で、まずナンバー2-2の町道の関係ですけれども、差しかえをさせていただいております。同じくナンバー12、これは介護保険の補正予算の資料でありますけれども、ナンバー12をナンバー12-1、12-2に、両面印刷の資料に差しかえをさせていただいております。

それから、本日ですけれども、説明資料として、追加資料ナンバー1として現行の高齢者福祉ゾーンの施設の配置図をお手元に配付させていただいております。

以上で終わらせていただきます。

◎日程第3 議案第77号専決処分の承認を求めることについて

○議長（宮川 寛君） 日程第3 議案第77号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第77号専決処分の承認を求めることについてですが、町所有建物の火災の発生等により、災害見舞金、建物の解体等の予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認めまして、専決処分を行ったところで

あります。

その内容につきまして、議会に報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、副町長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、議案第77号について御説明を申し上げます。

まず、3ページになりますけれども、平成28年度陸別町一般会計補正予算（第8号）。

平成28年度陸別町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5,536万7,000円とする。

第2項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、歳出の説明の前に、専決処分をした考え方について御説明を申し上げたいと思います。

先ほど、町長の行政報告でありましたように、11月25日に発生した平成16年度に陸別町が設置した福寿荘の火災であります。残念でありますけれども、全焼ということになりました。町としては、現在、入居されていた方の住宅の確保を第一に考えまして、現在地に平成29年度に建てかえをします。できれば、特別な事情がない限りは来年12月ごろまでに入居していただきたいということで、専決処分をしたわけでございます。

ちなみに、この基本設計、実施設計、委託料ですけれども、まず仮に、今回の補正予算で予算を計上しますと、まず、実施設計関係が平成28年度内に納品が難しいと。そうすると建設が平成30年度にずれ込むということになります。それと、仮に平成29年度の当初予算に計上しますと、完成が平成30年度の秋ぐらいになると。そうすると1年間また、さらに延びるというようなことがございます。したがって、今回、専決処分をさせていただいたところであります。

建てかえは現在地を考えておりまして、当然、用地のスペースの問題もございまして、受託業者から現用地のスペースの中で、例えば建物の規模ですとか配置ですとか、そういったことも提案を受けていきたいというふうに思っております。安全性も考慮するというので、スプリンクラーの設置など、そこら辺も含めて考えながら受託事業者からの提案も受けていくと、そういう考え方に立っております。

図面等、年明けになるかと思っておりますけれども、図面などができましたら、議会にもお示しして協議をしていきたいと、そのように考えているところであります。

15節の解体費につきましては、もう既に12月7日に入札を執行しまして、来週早々には解体の工事に入っていきたいと。残念ながら時間が短くて、年明けまで工期があると

いうこととなります。

なお、先ほど説明しましたけれども、追加資料ナンバー1に現在の高齢者福祉ゾーンの各施設の配置図を、現存の施設の配置図をお配りしておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

それでは7ページ、歳出について説明を申し上げます。

3款民生費1項社会福祉費1目の社会福祉総務費20節の扶助費30万円ですが、災害見舞金。福寿荘入居者6世帯に対して、1世帯5万円の6世帯分で30万円であります。町民災害見舞金交付要綱が町にございまして、それに基づいて単身世帯の場合は1世帯5万円とございますので、それを根拠にして見舞金を予算計上しまして、既に支給済みであります。

それから、2目の老人福祉費13節委託料、先ほど説明した基本・実施設計費1,098万5,000円であります。これも12月7日に、もう既に入札を執行しております。

それから、15節工事請負費、建物解体848万7,000円あります。これも12月7日に入札を執行しております。

それから、9款消防費1項消防費2目の災害対策費20節扶助費23万円。これは8月の台風関連に係る避難勧告対象世帯23世帯に1世帯1万円、23万円の予算を計上しまして、これも町民災害見舞金交付要綱に基づいて、もう既に支給済みであります。

以上で歳出を終わります。歳入、6ページに行きます。

1、歳入。

9款地方交付税1項地方交付税1目の地方交付税、財源は普通地方交付税2,000万2,000円を今回歳入として交付税を充てました。補正後の22億8,251万3,000円ですが、この内訳は、普通交付税が21億251万3,000円、特別交付税が1億8,000万円あります。現在、留保額は7,304万9,000円となっております。

以上で議案第77号の説明を終わらせていただきます。以後、御質問によってお答えをしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、専決処分の承認を求めることについて、平成28年度陸別町一般会計補正予算（第8号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、6ページから7ページまでを参照してください。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） ただいま、基本設計、実施設計の説明が副町長からございまして、今後、構想につきましては受託事業者からの提案も受けながらつくってまいりたいという説明がありました。

それで、これは私も認識が不十分だったわけではありますが、この高齢者共同生活支援施設の運営管理につきまして、私は、当初は運営全般を委託しているのだろうと思っていた

のですが、聞くところによりますと、一部業務の委託だったと。例えば給食部門とか掃除とか、だったと聞いていたのですが、今後の設計にも考える上で必要になりますが、委託の内容をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 久保議員御指摘のとおり、一部業務委託であったということは事実であります。

再建に向けては、今、NPO、それから、関係している介護の、地域ケア会議等のメンバーたちにもいろいろ聞いております。北勝光生会の方々ともいろいろ情報を聞きながら、どんな管理をしていったらいいのかということは今検討中でございます。実際には、24時間管理が一番望ましいとは思いますが、それに限りなく近い状況で、できる限りの対応をしていきたいというふうに、現在のところは考えているところです。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 現在、みどりハイツに住んでいる方たちは、あと1年ぐらいそちらのほうに入居することになると思うのですが、福寿荘と同じような金額で入居しているのでしょうか。金額とか生活費はどうなっているのでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 入居に関する費用ということでございますね。北勝光生会のほうと協議をさせていただいて、若干狭くなるという部分等考慮していただきまして、現在よりは安価な金額に設定をさせていただいております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、質問させていただきます。

今回、このような形で本当に残念ですけれども、火災が生じたということで早急に建てるという、だからこそ専決処分なのかなと思いますけれども、今、副町長のほうからいろいろな形で示されたわけなのですから、やはり一番のことは、私も安全面だと思っています。それで、今回スプリンクラーですとか上がってきたのですけれども、どうせ建てる以上は、やはり安心・安全で入居。また、今回、火災に遭われた方のケアですとか、そういうことも考えて、同じ入居者など入るということになっていきますので、なるべくそういう面を考慮しながらきちんと対応していただきたい。また、夏場においては暑いですから、やはり私はクーラーというものもつけてもいいかなと思っています。そういう面で、家族の皆さん、入居する皆さんにいい建物だなと言われるような建物、同じ轍を踏むなどということも私は難しいと思います、このことに関しては。

ただ、火のもとを断つ、そういうものを持ち込まないとか、そういうことも条例の見直しの中に入ってくるのであれば、私はここで、できた条例も見直すことも一つのことかな

と思っています。例えば入居者でひとり暮らしをする方、独立して生活する方がありますが、年々高齢になってきます。足腰も弱ってきますし、介護認定の必要な方も中には出てくるかなと思っています。そういう面で、いち早くそういう介護認定もきちっとした中でいろいろな施設もありますので、そういう入居。

それと、今回、本当に同一なものを建てるのか、さらにもう少し何か、中に入っている入居者の皆さんが和気あいあいとするそういうスペースは、そういう集会所ということでもないのですけれども、そういうものを考えているのかなと。いろいろな場面で、出てきた段階で、やはり議会側にもいろいろ、コンクリートでなくて説明をして、きちっとした建物を建てることをお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） いろいろと御指摘がありましたけれども、意見として賜って、今後の協議の中で検討していきたいというふうに思っております。

ちなみに、現在ですけれども、火災に遭った福寿荘は6戸なのですね。まず、そこをベースにしながらアルファ分のニーズ、それを踏まえて、あと、最大でいくと10戸ぐらい、スペースとしてはちょっと厳しいかもしれませんが、そういった中で業者からの提案も、配置ですとか規模とか、そういったことも受けていきたいなど、そのように思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 先ほど、議員も言われたように、残念な結果になってしまいました。今回、町から被災者に対して5万円が払われました。そういうことで、皆さんあそこに入ってくる方というのは、それぞれに大事な財産とか、そういうものを持ち込んで入っていらっしゃる方がほとんどかなという感じがいたします。そういうことで、本来であれば、民間アパートでしたら火災保険というのは強制的に入っているような状況でございますので、これから検討されるのであれば、できるだけ入居者に対しても火災保険に入っていただくような形の、そういうこともちょっと検討していったらどうかなというふうに考えます。その辺いかがでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 見舞金の5万円というのは、先ほど言いましたように、町の規定に基づいて支給していると。これの判断が、額が高いのか低いかというのはこれは別の議論だと思っていますから、そこは御理解いただきたいと思えます。ただ、民間アパートに入る火災保険、動産の部分、これについては私どももちょっと考えていましたので、可能性があるかないかも含めて考えていきたいなというふうには思っています。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 先ほど、多胡議員が言ったような感じで、今こういうふうになったので、これからよりいいものということのこれからの話も、ハード面のこともあるのですけれども、きのう、たまたま火災に遭われたおばあちゃんが、うちで長靴も売っているのです、長靴を買いに来たのですけれども、ちょうど火事の前に長靴を買いに来て、それが燃えてしまったということで、きのう、来たのですよね。

お話をいろいろしたら、火事が起きたときはもう逃げるので必死で怖さというのはあれだったので、今、このぐらいになってきたら、また思い出してきて余計に体が震えるという話を聞いたので、来年12月までの間に福寿荘にということなので、議員協議会するときにも心のケアのことを言ったのですけれども、できれば、次の入居のときまで、定期的なのか不定期なのかではないのですけれども、今おられた6人の方、入院されたり、施設をかわったりしていると思うのですけれども、次の新しい福寿荘に入りたいということを、きのう、いろいろお話しした中に、それまで元気でいたいというようなことも言っていましたので、ぜひ長いケアをしてもらって、何とか立派な施設に入りたいということを言っていたので、お願いしたいなと思います。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 心のケアの部分につきましては、私どもも重々、日々行っているつもりでございます。包括のほうの保健師が、今、定期的に伺ったり、あと、うちの保健センターの職員が様子を見に行くということで、最初のうちは毎日のように行っていたのですが、最近は1週間に1回、2回程度で様子を伺いに行っているところです。話を聞いてあげるとのことだけで大分癒やされているということがありますので、それは続けていきたいなというふうに考えております。

介護状態とかが進行しない限りは、今、皆さん、入っていた方々には既得権というわけではないですが、新しくできたら入っていただけるようにというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第77号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第4 議案第78号町道路線の廃止について

◎日程第5 議案第79号町道路線の認定について

○議長（宮川 寛君） 日程第4 議案第78号町道路線の廃止について、日程第5 議案第79号町道路線の認定についての2件を相互に関連あるものとして一括議題とします。

質疑、討論も一括することとし、採決は議案ごとに行うことにしておりますので、あらかじめ御了承願います。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第78号町道路線の廃止についてですが、北海道横断自動車道網走線建設に伴い当該路線の起点及び終点が変わるため、当該路線を廃止するものであります。

続きまして、議案第79号町道路線の認定についてですが、北海道横断自動車道網走線建設に伴う補償道路として施工するため、当該路線を町道として認定するものであります。

以上、議案第78号及び第79号の2件を一括提案させていただきます。

内容につきましては、建設課長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） それでは、私のほうから議案第78号、議案第79号を一括して説明していきたいと思えます。

まず最初に、議案第78号町道路線の廃止についてでございます。

今、町長より提案の理由がありましたが、現在、帯広開発建設部で進めております北海道横断自動車道網走線のうち、小利別一日宗間の約4.1キロの建設に伴い機能補償道路として施工するために、議案第78号では町道2路線を廃止し、議案第79号では4路線を改めて町道認定するものでございます。

最初に、議案第78号町道路線の廃止についてを説明いたします。

箇所図は、資料ナンバー1ですので、御参照していただきたいと思えます。

箇所図の上端の中央部には、小利別市街ということで黒字でちょっと太字で書いてあると思うのですが、小利別市街が上のほうで、上端のほうへ行くと置戸方面、そして下に下ると陸別町市街というような図面になっております。今、説明した小利別市街の太字で書いたちょっと下のほうに国道242号線、その左側に道道苦務小利別停車場線の表示があると思えます。その道道のちょっと左に白抜きの二重線があると思うのですが、これが北海道横断自動車道ということになります。それを下のほうに行くと、一応表

示で北海道横断自動車道という表示が書かれていると思います。今回、町道路線の廃止及び認定の位置的な関係につきましては、日宗に住んでおられました村松宅の南西方向に当たります。

資料ナンバー1の中ほどに、四角の枠で、今回、町道路線を廃止する2路線であります日宗5号支線、そしてもう一つが、分線日宗2号支線があると思います。それぞれ引き出し線で起点と終点をおのおの表示をしております。

最初に、日宗5号支線から説明をいたします。

起点は陸別町字クネベツ29番地の1で、道道苦務小利別停車場線を起点として、終点は陸別町字ポントシュベツ39番地の26で、これは行きどまりの路線となっております。延長につきましては997.5メートルで、幅員は4メートルの砂利道ということになります。

次に、分線日宗2号支線を説明いたします。

起点は陸別町字陸別原野東3線78番地の1で、町道分線日宗線を起点といたしまして、終点は陸別町字ポントシュベツ39番地の17で、道道苦務小利別停車場線が終点となります。延長は1,700.40メートルで、幅員は4.0メートルの砂利道となっております。

後ほど、議案79号のほうで説明はいたしますが、町道日宗5号支線では起点の変更、町道分線日宗2号支線では終点の変更ということになります。

それでは、議案集8ページに戻り、議案第78号町道路線の廃止についての条文を読ませていただきます。

道路法第10条第1項の規定により、次の路線を廃止する。

1、廃止する路線。

路線番号、49。

路線名、日宗5号支線。

起点、陸別町字クネベツ29番地の1。

終点、陸別町字ポントシュベツ39番地の26。

路線番号、131。

路線名、分線日宗2号支線。

起点、陸別町字陸別原野東3線78番地の1。

終点、陸別町字ポントシュベツ39番地の17。

道路法第10条第1項の規定につきましては、都道府県知事または市町村長は、都道府県道または市町村道について、一般の交通の用に供する必要がなくなったと認める場合については、当該路線の全部または一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても同様とする。

この条項により、路線を廃止するものでございます。

手続といたしましては、同法の第10条第3項の規定により、路線を廃止または変更し

ようとする場合の手続につきましては、路線の認定の手続に準じて行われなければならないという規定から、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならないこととなっております。

次に、議案第79号町道路線の認定についてを説明いたします。

先ほど議案第78号でも説明いたしましたが、北海道横断自動車道網走線の建設に伴い機能補償道路として施工するために、今回新たに町道を認定するものでございます。

箇所図については、資料ナンバー2-1と2-2で、資料ナンバー2-2については、拡大図となっております。

資料ナンバー2-1を御参照していただきたいと思います。

位置的には議案第78号と同様に、日宗の村松宅の南西方向に位置しております。資料中、四角の枠で囲ったのが、今回認定していただく4路線ということになります。おのこの引き出し線が各路線の起点と終点を表示しております。

次に、資料ナンバー2-2の拡大図のほうで説明をしていきたいと思います。

全体的な説明といたしましては、現在、供用中である町道1路線に対して2路線に分けて、供用中の路線と機能補償道路で、今後、整備する区間等を分けるものでございます。

それでは、例といたしまして町道日宗5号支線で説明していきたいと思います。

資料ナンバーの2-2の下のほうに引き出し線で、町道日宗5号支線と書かれておまして、終点というふうに書かれておりますが、太字で斜めにずっと上がっていくと町道日宗4号支線の起点というふうに表示されておりますが、この区間が、先ほど議案第78号で廃止をしようとする路線でございます。

なお、この路線については、現在、供用中ということでございます。当然、日宗5号支線の終点の位置と日宗4号支線の起点とは、先ほど廃止した議案第78号の起点、終点と同じということになります。

帯広開発建設部が、今回、機能補償工事として施工する区間は、日宗5号支線のほうで説明いたしますと、図面の、先ほどの中ほど左側のほうに、町道日宗4号支線の終点と書かれているところから、ちょっと上のほうに行きまして、町道日宗5号支線起点という区間があると思うのですが、この区間が帯広開発建設部で施工する区間ということになります。よって、帯広開発建設部が機能補償工事として施工した場合、今回、認定していただく町道日宗4号支線につきましては、廃止ということになります。

それでは、議案集9ページに戻り、議案第79号町道路線の認定についての条文を先に読ませていただきます。

道路法第8条第2項の規定により、次の路線を町道に認定する。

1、認定する路線。

路線番号、155。

路線名、分線日宗2号支線。

起点、陸別町字陸別原野東3線78番地1。

終点、陸別町字ポントシュベツ原野西 3 線 9 番地 1。

路線番号、1 5 6。

路線名、日宗 3 号支線。

起点、陸別町字ポントシュベツ 3 9 番地 1 7。

終点、陸別町字ポントシュベツ 3 9 番地 1 7。

路線番号、1 5 7。

路線名、日宗 4 号支線。

起点、陸別町字クンネベツ 2 9 番地 1。

終点、陸別町字クンネベツ 2 9 番地 1。

路線番号、1 5 8。

路線名、日宗 5 号支線。

起点、陸別町字ポントシュベツ 3 9 番地 1 7。

終点、陸別町字ポントシュベツ 3 9 番地 2 6。

道路法第 8 条第 2 項の規定は、市町村区域に存する市町村道を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならないという規定でございます。今回この規定により、町道を新たに路線認定するものでございます。

次に、各路線ごとに説明をしていきたいと思っております。

路線番号 1 5 5。

分線日宗 2 号支線の起点は町道分線日宗線で、終点は道道苦務小利別停車場線で、延長が、今度は約 2, 0 0 3 メートルで、供用区間が 1, 5 6 5 メートル、幅員 4. 0 メートルの砂利道。帯広開発建設部が施工する機能補償区間といたしまして約 4 3 8 メートル、幅員 6. 5 メートルで、舗装道路として施工する予定でございます。この区間は、当然、帯広開発建設部の施工する区間については、現在、未供用区間となっております。

なお、幅員だとか構造が変わっているのは、北海道横断自動車道網走線を施工するために幅員だとか路盤構造が変わっております。

次に、路線番号 1 5 6。

日宗 3 号支線の起点は分線日宗 2 号支線で、終点は道道苦務小利別停車場線、延長は約 1 3 5 メートルで、幅員 4. 0 メートルの砂利道であります。現在、この区間については、供用中ということになります。この路線も、分線日宗 2 号支線の機能補償区間として、帯広開発建設部から機能補償道路として引き継がれば、当然この路線は廃止される路線でございます。

次に、路線番号 1 5 7。

日宗 4 号支線の起点につきましては道道苦務小利別停車場線で、終点につきましては日宗 5 号支線、延長は約 1 6 1 メートル、幅員 4. 0 メートルの砂利道でございます。これにつきましても、現在、供用中ということになります。この路線につきましては、当然、先ほど説明した日宗 5 号支線の機能補償道路が引き継がれば、廃止される路線でございます。

ます。

路線番号158。

日宗5号支線の起点につきましては分線日宗2号支線で、終点は畑の行きどまりということになります。延長につきましては約1,377メートル、供用区間が約836メートルで、幅員4.0メートルの砂利道であります。帯広開発建設部が施工する機能補償区間が約541メートルで、幅員が4.0メートルの砂利道ということになります。当然この区間については、未供用区間ということになります。

以上、簡単でございますが、議案第78号町道路線の廃止について、議案第79号町道路線の認定についての説明とさせていただきます、以後、御質問によりお答えしていきたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第78号及び議案第79号の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第78号町道路線の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

11時まで、休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 議案第80号町税条例等の一部を改正する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第6 議案第80号町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第80号町税条例等の一部を改正する条例についてですが、地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令並びに所得税法等の一部を改正する法律、外国人等の国際運輸業にかかわる所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） それでは、私から議案第80号町税条例等の一部を改正する条例を説明いたします。

議案集の10ページをごらんください。

本改正は、ただいま、町長が述べました提案理由により改正を行おうとするものであります。ただいま述べました法律等のうち地方税法等の一部改正につきましては、ことしの3月31日に公布されておりました。当町において、その法改正のうち本年4月1日から適用となる固定資産税に係る部分の条例改正を、ことしの3月31日付で専決処分し、5月9日開会の第1回臨時会で承認をいただいたところでございます。

今回、条例改正をお願いするのは、その法改正に基づいた平成29年1月1日、同じく平成29年4月1日及び平成30年1月1日適用の内容に関する部分となります。

なお、3月31日に法律が公布された後に、ことし、安倍首相が6月1日の記者会見で、平成29年4月に予定していた消費税率の10%の引き上げを平成31年10月まで2年半延期する方針を正式発表しまして、その後、8月24日に閣議決定されております。この消費税増税延期に伴う法改正に基づいた条例改正は、年明け後の3月定例会で審議をお願いする予定としておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

では、議案書をごらんください。

今回の改正は、まず、第1条、町税条例（昭和37年陸別町条例第1号）の一部を次のように改正する。

ここで、陸別町税条例の改正と、それから、24ページをお開きください。24ページの上から6行目の第2条、町税条例等の一部を改正する条例（平成26年陸別町条例第11号）の一部改正と、その次のページ、25ページの中ほどになりますが、表の下、第3条、町税条例等の一部を改正する条例（平成27年陸別町条例第13号）の一部改正の条建ての構成となっております。

なお、先ほどの平成26年陸別町条例第11号は平成26年第2回臨時会、それから、

平成27年陸別町条例第13号は平成27年第2回臨時会において、それぞれ議決をいただいております。

なお、今回の説明に際しましては、法律の改正によって条や項がずれたりしたものを整備したり、削除したり、また、それに伴う条、項の繰り上げ等につきましては、説明を簡略化、または省略させていただきまして、内容が改正された部分のうち主要な部分を重点的に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、説明資料としましては、新旧対照表と概要を整理した資料を配付させていただいておりますが、まず、議案説明資料ナンバー3-1をごらんいただきたいと思っております。

この資料は、今回の改正内容の構成を適用月日別、そして、項目別に整理したものであります。本日は、この概要資料に沿って説明をいたします。

早速であります。最初に、平成29年1月1日適用の内容は、ローマ数字で示しておりますが、I番の延滞金の計算に係る改正とII番の特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人町民税の課税の特例の規定の二つの内容となっております。

まず、I番目の延滞金の計算に係る改正では、条例第9条、条例第34条、条例第39条、条例第40条で条文の整備をしております。

ここで、議案説明資料3-8の別紙2をごらんいただきたいと思っております。

改正の内容は、個人町民税・法人町民税に係る課税額の変更による延滞金計算期間の見直しであります。この資料では、本当にシンプルな例を一つ挙げまして説明をしたいと思います。

①の当初申告額から、納付後に②で一度減額更正した場合、その後、③で増額更正場合というケースがあります。その増額更正した額に対する延滞金の計算期間が、現行では、右側に変更前と示しておりますが、当初、納付したときから増額分を納付するときまでとされ、延滞金が発生しておりました。改正では、その間は延滞金を課さないこととする内容となっております。⑤の変更後の下のところで説明をしております。この経過措置としましては、施行日以後に新条例に規定する納期限が到来する個人の町民税に係る延滞金に適用するとしております。

資料ナンバー3-1に戻っていただきます。

次に、ローマ数字II番の特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人町民税の課税の特例の規定について説明いたします。

まず、この規定に至る経緯について説明を申し上げます。

日本は、現在までに97の国と地域との間で租税条約を締結し、二重課税を回避しております。台湾とは租税条約を締結できる関係にありませんが、平成27年11月に民間ベースによる日台民間租税取り決めというものが交わされ、この内容の実施に向けて国内法の整備がされ、法改正によって町税条例の特例を規定するために条例の一部を改正するものであります。

内容としましては、国税である所得税は二重に課税しないこととなりますが、個人町民税の課税においては、町内に住所を有する個人が台湾の金融機関等で得られる利子等や配当等は分離課税として申告していただき、当該額の100分の3の税率を所得割として課すということであります。つまり、附則第20条の2というのは台湾のことを規定しております。これによって繰り下がった附則第20条の3で、現在までの租税条約を締結している97の国と地域のことを規定しております。

この経過措置としましては、提案理由にあります、所得税法等の一部を改正する法律により、「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」という名称が、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税の非課税等に関する法律」に全面改正となったために、施行日以後は、改正後の法律の規定を適用するとしております。

次に、議案説明資料3-2をごらんいただきたいと思います。

平成29年4月1日適用の内容が6項目あります。

I番目が、納税証明事項に係る規定の改正です。

条例第7条で、軽自動車税を種別割に改めるという改正ですが、地方税法の改正で、軽自動車税に環境性能割が新設されますので、言葉を整理するために、現在「軽自動車税」と言っていた名称を「種別割」とするものであります。言いかえますと、軽自動車税のうち、購入する際に支払っていただくのが環境性能割で、その後、毎年支払っていただくのが種別割ということになります。

II番目は、法人町民税の税率の改正であります。

内容は、消費税率10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人町民税、法人割の引き下げに合わせて地方法人税の税率の引き上げを行い、その税収を交付税の原資とするというものであります。下げ幅は3.7%ということで、当町は制限税率を適用しておりますので、現行「12.1%」を「8.4%」に改正するというものであります。

経過措置につきましては、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用するとし、平成29年4月1日以前に開始した事業年度分の町民税については、現行の率とすることを規定しております。

ローマ数字のIII番目は、軽自動車税・環境性能割の新設による改正であります。

地方税において、消費税率の10%の引き上げとともに廃止される自動車取得税にかわり導入される車体課税として環境性能割が新設されたことによりまして、規定の改正を行うおうというものであります。このことに関連するものが、資料の算用数字であらわしておりますとおり、条ずれの改正を含めまして13の条及び附則の改正となっております。

資料3-3をお開きください。

この中で、特に3番目をごらんいただきたいと思います。条例でいいますところの第69条の軽自動車税のみならず課税について説明をいたします。

これは、購入方法がローンで買った場合、割賦販売などで債権者が所有権保有のまま取得された場合は、買い主、つまり使用者を所有者とみなして課税するという内容であります。

次に、5番をごらんください。条例第69条の4であります。

環境性能割の税率に係る規定の追加であります。税率は、燃費基準達成度等に応じて決定し、下の表の本則の税率が基本となります。ただし、条例附則第15条の6の規定によりまして、当分の間は表の二重線枠の率とする内容であります。

ここで、ちょっと補足をさせていただきますと、この資料の①番、電気自動車に関して非課税となっておりますが、この部分につきましては、実は条例には載ってございません。これは、地方税法の中で規定されている内容であります。つまり、今回の条例の中で盛り込まれているのは、②、③、④についてでございます。

次に、10番、11番、12番の内容であります。

条例附則第15条の2、環境性能割の賦課徴収、条例附則第15条の3、減免、条例附則第15条の4、申告納付の取り扱いなど、当分の間北海道が行うという内容であります。

そして13番目、条例附則第15条の5で、その賦課徴収に要する費用を町が北海道に交付する規定の内容となっております。

次に、資料3-4をごらんください。

ローマ数字のIV番、軽自動車税・種別割に係る改正について説明をいたします。

この内容は、条例第70条から条例第78条までと条例附則第16条、それから平成26年改正条例附則第6条について、現行の軽自動車税が種別割に名称変更されたことによる改正となります。2番の納期の変更を除きまして、規定の趣旨の改正はありません。

ここで、納期の変更について説明を申し上げます。

現行は、資料の下線で示しておりますとおり、納期が「4月11日から4月30日」となっております。これを「5月1日から5月31日」までと改正したいとするものであります。

その理由といたしましては、昨年の事例で申しますと、軽自動車税に係る法律の改正が3月末に成立しまして、国からの通知が4月中旬になりました。また、軽自動車協会からの3月における移動情報がやはり4月中旬になっていることから、いずれも賦課手続や納付書の発布に支障が出ております。実際は、法律の改正に関しましては専決処分に対応させていただいており、5月納期としましても、この対応は同じとなりますが、管内状況を見ますと、当町以外は全て5月以降の納期となっておりますことも鑑みまして、情勢の変化に対応するという観点から、改正をお願いするものであります。

この種別割に関する経過措置につきましては、平成29年度以後の年度分に適用し、平成28年度分までの軽自動車は、現行の規定のとおりとするということであります。

次に、資料3-5、ローマ数字のV番、軽自動車税・種別割のグリーン化特例の1年延

長についてであります。

これは、資料３－４の下段の１０番の関連で、先ほど言いました議案書の２４ページですが、条例の第２条、平成２６年改正条例附則第６条の表中の内容となります。条例附則第１６条、軽自動車税の種別割の税率の特例に係る規定の改正であります。

内容は、適用期間として平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの間に取得された一定の軽自動車、低燃費・低排出ガスについて、税率を軽減するというものであります。

ここでポイントのみを申し上げますと、低燃費・低排出ガス等の基準は現行、つまり平成２６年に改正した内容と同じであります。税率を軽減する経過年度は、平成２９年度のみであります。

次に、ローマ数字のVI番、町たばこ税に関する経過措置についてであります。

これは、条例第３条、平成２７年改正条例附則第５条第７項の改正となりますが、ここでは、たばこ税のほか法人町民税や特別土地保有税の申告書の提出期限を一度に定めておりますが、今回、最初のほうで説明いたしました延滞金の計算に係る規定の町税条例第９条の改正において、第２号、第３号で軽自動車税環境性能割に関する取り扱いを新たに規定しまして、法人町民税の規定を新たに第５号、第６号で規定したことによる関連の改正となっております。

次に、平成３０年１月１日適用の内容を説明いたします。

特定一般用医薬品等を支払った場合の医療費控除の特例に係る規定の追加であります。条例附則第６条になります。

先に、この資料の概要を読み上げます。

地方税法の改正により、一定の要件を満たした上で、平成３０年度から平成３４年度までの各年度の個人町民税に限り、特定一般用医薬品等購入費が１万２,０００円を超える場合、その超える部分の金額を総所得金額等から控除する医療費控除の特例が新設されたことによる規定の追加であります。

このことは、町民の皆様にとって非常に身近な規定となりますので、より詳しく説明いたします。議案説明資料３－６の別紙１を用いて説明いたします。

今後使われる言葉の意味などを最初に説明いたします。

医療費控除の特例というのは、国においてはセルフメディケーション税制と表現したりしています。このセルフメディケーションという言葉は、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な体の不調は自分で手当てすること」とWHO（世界保健機関）で定義づけられております。国では、このセルフメディケーションを今後推進していこうと考えているということでもあります。

次に、先ほど申しました概要の説明に出てきました特定一般用医薬品というのは、通称でスイッチOTC医薬品と言われております。これまで医師の判断でしか使用できなかった医薬品、つまり医師が書いた処方箋がないと買えなかった医薬品が、市販薬として薬局

でも買えるようになった薬をいいます。

次に、概要の説明にありました一定の取り組みというのは、資料にあります5種類のことを言います。一定の取り組みが要件となりますので、その年にこれらの健診等のどれかを受けていることが特例控除の前提となります。その対象は、自己または自己と生計を一にする配偶者、その他の親族ということでもあります。

次に、現行の医療費控除の概要を改めて説明いたします。

資料の①のほうを使って説明しますと、現行では、支払った医療費の額から10万円を除いた金額が医療費控除額となります。今回新たに規定される医療費控除の特例の概要は、支払ったスイッチOTC医薬品購入対価から1万2,000円を除いた金額がスイッチOTC薬控除額となり、その最高限度額が8万8,000円となります。

説明資料3-7に移ります。

この施行月日につきましては、所得税において施行月日を平成29年1月1日とし、平成29年分所得から適用されることを踏まえ平成30年1月1日とし、平成30年度以後の年度分の個人住民税について適用することとする経過措置を規定しております。つまり、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に支払った対価が特例控除となります。

ここでポイントとなるのが、現行の医療費控除と本特例とは選択制となるということです。併用することはできません。よって、人によってそれぞれどちらか控除額が大きいほうを選択していただくこととなります。資料には、特例措置を選択した場合のイメージを国の資料をもとに載せておりますが、ここでは個人住民税のみを抜粋しております。このほかに、国税である所得税についても同様の特例措置が規定されております。控除対象となるスイッチOTC医薬品のパッケージには、今後、資料にあります共通識別マークがつくことになっております。また、薬局で発行されるレシート等にはセルフメディケーション税制対象商品のみ合計額を分けて記載する旨業界団体へ国から通知されております。来年1月1日以降、特に薬局を利用される方におきましては、レシート等を大切に保管して平成30年の確定申告から活用していただきたいと思っております。

次に、議案集25ページ中段の附則をごらんいただきたいと思っております。

施行期日を定めた附則であります。冒頭部分を読み上げます。

施行期日。

第1条、この条例は、平成29年1月1日から施行する。

なお、ここで、ただし書き以下の執行期日についてと経過措置による適用月日に関しましては、個々の説明の中でふれておりますので、割愛させていただきたいと存じます。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをしてみたいと思います。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

3 番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 特定医薬品と、ありますよね。これは、医師の処方箋なしに薬局等で買う医薬品のことだと思うのですけれども、例えばどういうものが対象になるのですか。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） これは、厚生労働省にメーカーから申請をしまして、承認されたものがどんどん今追加されておまして、現在1,500以上の医薬品が対象になっております。湿布薬から頭痛薬から、いろいろな薬が対象になっております。それを識別するものとして、先ほど申しました、パッケージに控除対象医薬品ということで今後表示されますので、それで区別していただければと思います。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それで、先ほど言った、レシート等を大切に保管して使ってくださいというのは、そこでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） そういうことになります。

つまり、人それぞれと言いましたのは、病院にかかっている医療費の比重が高い方、それで、なおかつ一定の所得、例えば200万円以上の所得のある方では10万円を超えての控除になりますね。ですから、その内容が、特定医薬品の比率が高い方で、例えば10万円を超えていないような方がそういったレシートを持っておきますと控除対象になる可能性があります。（「8万8,000円までと言いましたか」と発言する者あり）10万円ですね、1万2,000円を引いてですから。

これは一概に言えませんが、今申しました比率によって変わってきますが、ざっくりとしたラインとしましては18万8,000円をラインとして、それを超える方は現行の医療費控除のほうが対象になる可能性が高いと思いますけれども、それ以下の方は内容を吟味していただいて、どちらが有利かということで控除申請をしていただくこととなります。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） そちら辺の説明を町民の皆さんにどういった形でお知らせをするのかなと思うのですよね。そちら辺の説明を最後をお願いします。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 国のほうでは、先ほど申しましたように3月31日の公布をもって、それ以降いろいろな形で広報されておりますが、町としましては、この改正案を可決いただければ、早速、町広報紙等を使ってあらゆる説明をさせていただきたいと存じております。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第80号町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第81号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第7 議案第81号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第81号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、所得税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） では、私から議案第81号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を説明いたします。

議案集の28ページをごらんください。

本改正は、町長がただいま述べましたとおり、平成28年法律第15号所得税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部改正を行おうとするものであります。この説明に際しましては、今回の改正によって項がずれたりしたものを整備したり、また文言の整理等の説明を省略させていただきまして、内容が改正された部分のうち主要な部分を重点的に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

説明資料としましては、新旧対照表と概要を整理した資料を配付させていただいておりますが、概要を整理した資料で説明いたします。

議案説明資料ナンバー4の1をごらんいただきたいと思います。

特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定について

を説明いたします。

この規定につきましては、先ほど、町税条例等の一部改正についての議案において個人町民税に関する部分で経緯等を説明いたしましたので、経緯等は省略させていただきますが、内容は、台湾との関係において国税である所得税は二重に課税しないこととなりますが、町内に住所を有する個人が台湾の金融機関等で得られる利子等や配当等は分離課税として申告していただき、国民健康保険税の算定に用いる総所得金額に当該金額を含めるとした規定の追加であります。つまり、今回追加の附則第10項と附則第11項は、台湾のことを規定しており、これによって繰り下がった附則第12項と附則第13項で租税条約を締結している97の国と地域のことを規定しております。

次に、議案集29ページ中段の附則をごらんいただきたいと思います。

施行期日等を定めた附則であります。

施行期日。

1、この条例は、平成29年1月1日から施行する。

次に、適用区分について説明をいたします。

内容は、冒頭に申しました所得税法等の一部を改正する法律が公布され、外国人等の国際運輸に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律が、議案に記載の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に全面改正となったため、今回の改正で追加する附則第10項と附則第11項は、改正後の法律を適用するとしたものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをしておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第81号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第82号陸別町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に

関する条例の一部を改正する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第 8 議案第 8 2 号陸別町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 8 2 号陸別町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてですが、陸別町移動通信用鉄塔施設をUQコミュニケーションズ株式会社に貸し付けするため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） それでは、私から議案第 8 2 号陸別町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を説明いたします。

議案集の 30 ページをごらんください。

これは、条文を読み上げさせていただきます。

陸別町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例（平成 9 年陸別町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDD I 株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社」を「株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDD I 株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社及びUQコミュニケーションズ株式会社」に改めるであります。

第 3 条は、施設の貸し付けを規定しております。

この施設の設置に至る経緯について概要を説明いたします。

今から約 20 年ほど前の携帯電話が地方に普及し始めたころの時期になりますが、当町は人口が少ない地域ということで、携帯事業者が費用対効果の面から通話エリアの拡大に二の足を踏んでいました。そこで、町として、住民の通信環境整備のために平成 8 年度に携帯事業者を誘致すべく鉄塔施設を設置し、現在まで 3 社の携帯事業者に貸し付けを行っております。今回、4 社目となりますUQコミュニケーションズ株式会社から施設の借用についての要望があり、貸し付けを行おうとするものであります。

附則を読み上げます。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをしままいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第82号陸別町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

次の議題に入る前に暫時休憩し、多胡議員は農業委員会会長席に移動してもらいます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時41分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 議案第83号陸別町農業委員会の委員の定数に関する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第9 議案第83号陸別町農業委員会の委員の定数に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第83号陸別町農業委員会の委員の定数に関する条例についてですが、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、農業委員会等に関する法律が改正されたため、所要の制定を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、議案第83号について説明をいたします。

まず、農業委員の任命につきましては、議案説明書により説明をいたしますので、議案説明書の資料ナンバー6をごらんください。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成27年8月28日に成立しまして、同年9月4日に公布されております。これによりまして、農業委員会等に関する法律が改正されました。この改正によりまして、農業委員につきましては、従前の公選制を廃止し、この法の第8条第1項で、農業委員は市町村長が議会の同意を得て任命する、このこ

とが規定されております。また、同条第2項におきまして、委員の定数は農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積、その他の事情を考慮して、政令で定める基準に従い条例で定めると規定されました。このことから、このたび本条例を制定しようとするものであります。

委員の選任の方法につきましては、2番目の農業委員の選任の方法のとおりとなっております。

3の農業委員会の委員に関する経過措置としましては、法の附則第29条第2項におきまして、この法律の施行の際、現に在任する農業委員会の委員は、その任期満了日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする規定されております。

それでは、議案集の31ページをごらんください。

陸別町農業委員会の委員の定数に関する条例。

農業委員会等に関する法律第8条第2項の規定に基づき、陸別町農業委員会の委員の定数は、10人とする。

附則としまして、施行期日。

1、この条例は公布の日から施行する。

陸別町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止。

2、陸別町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例は、廃止するであります。

なお、現在の農業委員は、選挙による委員が7名、推選による選任委員が3名の合計10名であります。本件につきましては、11月17日に陸別町農業委員会に諮問を行いまして、11月29日付で陸別町農業委員会の委員の定数は10人とするとし、現行の委員数を維持することが適当であると判断した、ということで答申を受けております。

雑駁ではありますが、以上で議案第83号の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 説明資料6、3の農業委員会の委員に関する経過措置であります。単純な質問で申しわけないのですが、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の附則第29条第2項で、今、総務課長が説明いたしましたように、特例の経過措置が設けられているわけですが、公選で今選ばれている7人についてであります。選挙による委員の全員が全てなくなったときがなくなった日ということでありまして、この経過措置の任期の満了日というのはいつになるのか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 現在の委員の任期は、来年の7月19日であります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(宮川 寛君) なければ、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。
これから議案第83号を採決しますが、多胡農業委員会長は議席にお戻り願います。
暫時休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時47分

- 議長(宮川 寛君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
議案第83号陸別町農業委員会の委員の定数に関する条例を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(宮川 寛君) 起立全員です。
したがって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。
昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時00分

- 議長(宮川 寛君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-
- ◎日程第10 議案第84号平成28年度陸別町一般会計補正予算(第9号)
 - ◎日程第11 議案第85号平成28年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)
 - ◎日程第12 議案第86号平成28年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第3号)
 - ◎日程第13 議案第87号平成28年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
 - ◎日程第14 議案第88号平成28年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)
 - ◎日程第15 議案第89号平成28年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
-

- 議長(宮川 寛君) 日程第10 議案第84号平成28年度陸別町一般会計補正予算(第9号)から日程第15 議案第89号平成28年度陸別町後期高齢者医療特別会計補

正予算（第1号）まで6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 補正予算案、議案第84号平成28年度陸別町一般会計補正予算（第9号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,080万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億9,617万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第85号平成28年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,854万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第86号平成28年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ105万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,062万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第87号平成28年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ321万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,696万円とするものであります。

続きまして、議案第88号平成28年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ404万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億260万8,000円とするものであります。

続きまして、議案第89号平成28年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ84万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,030万8,000円とするものであります。

以上、議案第84号から議案第89号まで6件を一括提案いたします。

内容については、副町長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、議案第84号から第89号まで一括して説明をさせていただきます。

まず、議案第84号平成28年度陸別町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加、変更は、「第3表地方債補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、13ページをお開きください。

13ページ、歳出であります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費7節賃金6,000円。これは臨時事務職員の賃金ですが、10月からの最賃制の改正による不足分の追加です。

それから、9節旅費、普通旅費39万6,000円。これは、4月1日付で採用した職員3名の赴任旅費の不足分であります。

19節負担金補助及び交付金、負担金60万円。北海道自治体情報システム協議会への負担金ですが、マイナンバー制度における電算システムの改修の追加分であります。児童手当システム、それから国民健康保険システム、介護保険システム、この三つに係る負担金となります。

なお、これは、平成27年度の繰越明許費で見ている分と今年度の見ている分の合算した金額となります。

それから、2目の文書広報費12節役務費、通信運搬費21万3,000円は、庁舎の郵便料の不足分の追加になります。

それから、5目の財産管理費13節委託料79万円。地籍図修正でありまして、当初は171件分を見ておりましたけれども、御存じのとおり、高規格道路の関係で見込みが271件ということで100件ぐらいの増となりました。それに伴う不足分79万円の追加の補正です。

それから、15節工事請負費59万1,000円の減額。建物解体ですが、これは旧陸別館、花むすびのところの解体費の入札執行残です。

それから、17節公有財産購入費17万3,000円、土地購入費です。これは、資料ナンバー7をごらんいただきたいと思います。

資料ナンバー7は、公有財産購入の位置図でありまして、このたび、財務省、帯広財務事務所との関係ですが、旭町の旧森林管理署の土地になります。太い線で囲っている部分、ここを購入する考え方です。目的としては、住宅用地ということになります。面積が3,649.38平米、予算が17万3,000円ということで格安になっておりますけれども、実は、この地下に、建物を解体したときの基礎部分が残っておりまして、その部分を考慮して17万3,000円ということで、安価で国と話がついたと、そういうふうになっております。

それでは、13ページ、予算書のほうにお戻りください。

25節積立金723万1,000円ですが、これは基金の積立金になります。まず、財政調整基金の積立223万4,000円。これは寄附8件です。実は、8月の台風被害の復旧に係る財源で、財政調整基金から6,000万円を取り崩して財源に充当しておりますので、今回、災害対策支援金ということで寄附が8件ありましたので、223万4,000円を財政調整基金のほうに戻したということになります。それから、ふるさと整備基金積立金12万5,000円。これは寄附4件です。それから、町有林整備基金積立金487万2,000円。これは森林保険金を充当しております。この723万1,000円については、同額が歳入のほうでも出てきます。

それから、6目の町有林管理費、役務費1,750万8,000円の減額。手数料になります。

次のページになります。

気象災等被害地造林事業（町有林）22万6,000円の減額。これは平成25年の雪害に係る造林事業であります。それから、造林の単独事業2万8,000円。これは事業費確定見込みによる減額。それから、森林環境保全整備事業（国有林分収林）1,501万4,000円の減額ですが、これは上陸別地区の間伐で29.54ヘクタールですが1,490万2,000円を含んでおりまして、これはヤツバキクイムシの被害による事業の中止になります。

なお、資料ナンバー8の備考欄に中止とございますが、これは、今言いました上陸別もそうですが、旧鉄道林の準備地ごしらえ、釧北分、これもヤツバキクイムシ被害による事業の中止となっております。それから、森林環境保全整備事業（町有林）183万7,000円の減額。これもヤツバキクイムシの被害による中止になります。旧鉄道林、釧北、準備地ごしらえ5ヘクタール分です。それから、森林災害共済40万3,000円。これは、国有林の分収林の間伐中止による減額となります。

19節負担金補助及び交付金3万6,000円の減額。森林認証取得負担金ですが、これは、負担割合の変更に伴う減額となります。

それから、7目の企画費19節負担金補助及び交付金2,167万5,000円の今回補正であります。まず補助金で、地域間幹線系統路線維持費補助金787万5,000円。これは、資料ナンバー9がありますので後でござんいただきたいのですが、北見バス、それから十勝バスの運行に係る赤字補填分の補助金となります。十勝バスにおいては478万6,000円、北見バスは308万9,000円、合わせて787万5,000円の補助金となります。

ちなみに、平成27年度と比較しますと、十勝バスにおいては146万7,000円の増、北見バスにおいては116万5,000円の増となっております。したがって、今年度787万5,000円と平成27年度を比較しますと、263万2,000円の、平成28年度においては負担増となります。それから、民間活用住宅建設事業1,380万円。

これは、従業員住宅、社宅、単身者6戸分であります。後ほど説明しますが、これは繰越明許費ということをお願いをしたいというふうに思っております。

それから、9目の交通安全対策費15節工事請負費8万3,000円の減額。施設整備改修ですが、交通安全灯LED化取りかえ工事の入札執行残になります。

それから、11目交流センター管理費7節賃金、臨時管理人賃金2万2,000円ですが、これは最賃制の改正に伴う追加分。

それから、11節需用費11万円、燃料費。これも追加となります。

それから、次のページ、委託料179万3,000円。施設設備修繕ですが、これは交流センターの給水給湯用ボイラーの制御盤の改修の委託料であります。平成5年に設置してから故障がちで、現在、部品がないということと、もう23年経過しているということでの改修となります。

それから、12目の銀河の森管理費11節需用費29万7,000円、修繕料。これはコテージ1棟の給湯器の修繕であります。平成11年に設置してから17年経過しておりまして、部品もないということと、現在故障しておりますので、その修繕となります。

それから、13節委託料73万5,000円。これはコテージ村管理の追加の補正になります。当初よりも利用者が増加しておりまして、当初の稼働率は28%で予算を見ておりましたけれども、現在、見込みとして35%の稼働率と。当初から見ますと7%増の稼働率ということになります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費19節負担金補助及び交付金。まず負担金、北海道自治体情報システム協議会50万8,000円ですが、まず、資料ナンバー10がありますので、後ほどごらんいただきたいと思いますけれども、平成29年度で出す臨時福祉給付金（経済対策分）の電算システムの改修を今年度実施するということになります。給付金関係は平成29年度の当初予算に上げると、そういう中身になります。それから、障害程度区分認定審査会共同設置27万4,000円。これは、御存じのとおり、池北三町認定審査会負担金の追加分でありまして、当初、国、道からの補助金を見込んでおりましたけれども、今回、国、道の補助金が廃止されたと。そういったことで追加の負担金27万4,000円となります。

それから、20節扶助費210万円。身体障害者更生医療給付費ですが、これは人工透析者1名が新規に増となりました。10月から3月までの5カ月分です。

ちなみに、当初は4名でしたが、今度1名ふえることによって、5名となります。

それから、28節繰出金16万円の減額。これは、介護保険事業勘定特別会計への繰出金16万円の減額。

2目の老人福祉費8節報償費22万円の減額。敬老祝い金でして、これは確定見込みによる減額になります。死亡、転出などがございしますが、長寿で1件10万円、それから米寿で4件12万円の減額となります。

14節使用料及び賃借料164万円の減額。これは、老人緊急通報システム借上料の減

額でして、今年度11月から契約となったために、4月から10月までの7カ月分の減額となります。

それから、15節工事請負費531万円。これは福寿荘側のふれあいの郷の壁の改修工事になります。一部損傷ということで531万円。

それから、19節負担金補助及び交付金704万8,000円。後期高齢者医療広域連合への負担金ですが、平成27年度分の精算に伴っての追加の負担金となります。

それから、2項の児童福祉費2目の児童福祉施設費19節負担金補助及び交付金2万1,000円。給食の負担金です。保育所園児の、当初、月平均64名で見ておりましたがけれども、実績精査の結果、大体見込みとして月平均1名の増と。そういったことで2万1,000円の追加の補正となります。

それから、3目の児童措置費20節扶助費155万5,000円。これは児童手当に係る節でありまして、実績と見込みによる精査の結果、155万5,000円の追加の補正となります。内訳はここに記載のとおりですが、全体の人数として、当初では212名を見ておりましたがけれども、見込みとして229名ということで17名増の見込みと。ということで不足分の追加となります。

4款衛生費1項保健衛生費1目の保健衛生総務費、負担金補助及び交付金59万8,000円の減額。まず負担金ですが、十勝圏複合事務組合4万8,000円の減額。これは高等看護学院の負担金の確定による減額。それから、補助金の帯広厚生病院運営事業55万円の減額ですが、これは要因が2点ほどございまして、まず一つは、平成26年度から補助金を予算で見て計上しておりましたけれども、その当時は特別交付税が100%ございました。救急救命センター、小児救急医療、周産期医療、小児医療、精神医療、この不採算5部門の赤字分についての負担を補助金として出したわけですが、今回、平成28年度当初予算においては、従来の考え方で179万円ほど予算を計上しておりますけれども、今年度、特別交付税制度が改正になりまして、100%が80%に変更になりました。あわせて精神医療、これについても都道府県が負担した場合は特別交付税措置があるということで、管内市町村は精神医療を除く4部門を対象にして負担の見直しをしました。その金額が陸別町は124万円ということで、差額55万円の減額となります。

それから、2目の保健衛生施設費12節役務費2万6,000円。これは電話料ですけれども、居宅介護支援事業所を設置したということと、保健指導の関係で町民への連絡ですとか日程調整ですとか、そういったことで電話の増がございまして、電話料が不足するというところでの追加の補正となります。

次のページ、2項清掃費2目の塵芥処理費19節負担金補助及び交付金53万6,000円の減額。池北三町行政事務組合の負担金の確定見込みに伴う減額となります。

それから、3項水道費2目の水道費28節繰出金1万9,000円の減額。これは簡易水道事業特別会計への繰出金の減額になります。

6款農林水産業費1項農業費3目の農業振興費19節負担金補助及び交付金で453万

5,000円の減額となります。まず補助金で、青年就農給付金225万円の減額。これは2名分です。1名については1年間分150万円の減額。これは平成27年度の所得基準をオーバーしたことによって対象にならなかったということ。それから、もう1名については、研修期間の延長に伴う下半期分の75万円の減額。合わせて225万円。これは、歳入でも同額が出てきます。それから、新農業人育成事業243万5,000円の減額。これも2名ございまして、1名については経営自立補助金、固定資産税相当額の追加でありまして11万4,400円。それから、もう1名につきましては農業経営開始奨励金でしたが、平成28年度当初予算では300万円を見ておりましたけれども、営農実習の延長に伴って新規就農というか、農業経営開始が平成29年度にずれ込むということで、その分の3カ月分、45万円の増と。差し引きで243万5,000円の減額となります。交付金ですが、今言いました説明の関係で、新農業人育成事業（営農指導）ですが、1名分、3カ月延びたことによって15万円の追加の補正となります。

それから、2項林業費1目林業振興費15節工事請負費59万4,000円の減額。治山工事ですが、これは小規模治山、岡山地区の入札執行残となります。

19節負担金補助及び交付金451万4,000円の増。まず、負担金で、森林整備担い手対策推進事業10万1,000円の減額は、これは確定見込みによる減額。補助金で、未来につなぐ森づくり推進事業461万5,000円は、ヤツバキクイムシの被害地の再造林に係る準備地ごしらえ41.82ヘクタール分であります。

それから、7款商工費1項商工費2目の商工振興費19節負担金補助及び交付金96万5,000円。補助金ですが、中小企業融資制度の保証料の補給の追加分であります。融資制度の利用増が見込まれるということでの追加の補正となります。

それから、8款土木費2項道路橋りょう費3目橋りょう維持費13節委託料91万4,000円。測量試験費ですが、実は上陸別橋と弥生橋の2橋ですが、PCB等の含有調査が出てきまして、その追加分であります。

それから、15節工事請負費1,771万8,000円の減額。これは、入札執行残であります。新恩根内橋、弥生橋、2橋の減額。

それから、4目道路新設改良費15節工事請負費298万3,000円の減額。道路橋りょう工事。これも入札執行残でありまして、道路改良工事274万1,000円は町道殖産4号線、町道川向伏古丹連絡線、2路線の入札残。それから、歩道改良工事24万2,000円の減額も、町道通学道路の入札執行残であります。

それから、5目の街路灯費15節工事請負費58万2,000円の減額。これは街路灯改修ですが、町道駅南通り外工事で58万2,000円の減額。これも入札執行残となります。

それから、4項住宅費2目の住宅建設費13節委託料、実施設計167万4,000円の減額。これは、公営住宅新町団地のO棟、P棟、Q棟、R棟の入札執行残であります。

それから、次のページ、15節工事請負費913万7,000円の減額ですが、公営住

宅建設320万8,000円の減額。これは、新町団地N棟、1棟2戸の入札執行残となります。それから、公営住宅改修572万3,000円の減額。緑町団地W棟、X棟、Y棟の外壁塗装、屋根防水工事の入札執行残。外構工事、新町団地N棟のところの入札執行残19万4,000円の減額。支障物件移設工事、電話設備1万2,000円の減額は、新町団地の既設電話線の設備用の配管移設工事の入札執行残になります。

9款消防費1項消防費1目の消防費19節負担金補助及び交付金。負担金、とちぎ広域消防事務組合178万円の追加の補正ですが、これは常備消防、陸別消防署職員16名分の給与改定に係る人件費、それから4月1日の人事異動に係る分、それが161万5,000円。それから、車両の燃料費の追加分が10万4,000円。それから、電話料の不足分6万2,000円、合わせて178万1,000円ですが、歳入として高速道路の支弁金が1,000円入ってきますので、それを差し引きしまして178万円の追加の補正となります。

10款教育費1項教育総務費2目の事務局費。今回の予算は、今年度建設した教員住宅1棟2戸の入札執行残とあわせて、今回、国の第2次補正予算で教員住宅1棟2戸分が予算の内示がございました。したがって、その分との差し引きの補正となっております。平成29年度建設する教員住宅1棟2戸については、ただいま言いました国の第2次補正の予算で執行しますので、繰越明許費というふうになります。まず、資料ナンバー10に箇所図がありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

12節役務費3万円ですが、これは建設に係る建築確認申請2万円、建物保険料1万円です。

それから、13節委託料8万4,000円の減額。実施設計ですが、これは平成29年度に建てる分の入札執行残となります。

それから、15節工事請負費4,134万6,000円。教員住宅建設4,154万1,000円ですが、まず1点目は、今年度建築した1棟2戸分の入札執行残が246万5,600円の減額、それから解体工事の入札執行残が9万5,960円、合わせて256万1,560円の減額となります。それと、来年度建設する1棟2戸分の工事請負費が4,200万円、それから解体工事分が210万2,000円、合わせて4,410万2,000円で、先ほど言いました今年度の入札執行残を合わせ、256万1,560円を差し引き、4,154万1,000円の補正となります。それから、外構工事19万5,000円の減額については、今年度の工事に係る入札執行残となります。

ちなみに、来年度建設予定の教員住宅に係る外構工事は、平成29年度の当初予算で計上を考えてございます。

次のページになります。

2項小学校費1目学校管理費、工事請負費で20万5,000円の減額。これも入札執行残でありまして、学童保育所駐車場の工事の入札執行残であります。

それから、3項中学校費1目学校管理費15節工事請負費4万3,000円の減額。こ

れも入札執行残でありまして、給食搬入搬出口の整備工事に係る残の補正となります。

4 項社会教育費 1 目の社会教育総務費 1 9 節負担金補助及び交付金 1 4 万 1, 0 0 0 円。文化団体活動推進事業であります。これは先ほど教育長の行政報告にございましたけれども、陸別小学校リコーダーアンサンブルクラブの児童 7 名、引率 3 名、合わせて 1 0 名の、1 月 1 0 日に札幌で開かれる全道大会出場に係る補助金となります。

それから、3 目の文化財保護費 4 節共済費 4, 0 0 0 円の減額、社会保険料。

7 節賃金、臨時作業員賃金 2 8 万 4, 0 0 0 円の減額。

それから、次のページの 1 1 節需用費、消耗品費 3 万円の減額は、埋蔵文化財の調査に係る予算でありましたけれども、8 月の台風、それから 1 1 月の降雪ということで、今年度未実施に終わりました。したがって、全額を減額補正するという内容です。

それから、1 0 款教育費 5 項の保健体育費 1 目の保健体育総務費 1 9 節負担金補助及び交付金 3 8 万 9, 0 0 0 円。これも全国大会等参加事業ということで、教育長の行政報告にございましたけれども、これはスポーツ少年団本部への補助金となります。先ほどもありましたように、陸別の野球少年団、少女というのですか、2 名が北海道の選抜チームの一員に選出されたと。北海道選抜チームは選手 1 4 名でございます。十勝から 4 名、その中の陸別から 2 名と、そういうこととなります。したがって、補助金は参加する少年団員 2 名分と引率の親御さん 2 名、合わせて 4 名分の補助金となります。全国大会は岡山県倉敷市で行います。期間としては、前泊等を含めると 1 2 月 2 2 日から 1 2 月 2 7 日と、5 泊 6 日の期間となります。

以上で歳出を終わりにして、歳入、7 ページをお開きください。

1、歳入。

1 款町税 1 項町民税 1 目個人。今回、現年課税分で 7 1 5 万 5, 0 0 0 円の追加の補正となります。これは給与、農業所得の増に伴う補正。

2 目の法人では、現年分で 4 4 4 万 4, 0 0 0 円の追加の補正。これは法人所得の増に伴うものです。

それから、2 項の固定資産税 1 目の固定資産税、現年分で 1, 3 2 7 万 6, 0 0 0 円の補正ですが、これは、評価がえに伴う増と北電の変電所移設に伴う償却資産の増が主な要因となります。

それから、9 款地方交付税 1 項地方交付税 1 目地方交付税、普通地方交付税で 2, 5 8 5 万 2, 0 0 0 円の減額となります。補正後で 2 2 億 5, 6 6 6 万 1, 0 0 0 円で、内訳が普通交付税が 2 0 億 7, 6 6 6 万 1, 0 0 0 円、特別交付税で 1 億 8, 0 0 0 万円で、9, 8 9 0 万 1, 0 0 0 円を留保しております。

それから、1 2 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目総務使用料 5 節の銀河の森宇宙地球科学館等使用料で 1 8 6 万 5, 0 0 0 円。これは歳出でも説明したように、コテージの利用者の増に伴う使用料の補正となります。

1 3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目の民生費負担金 1 節の社会福祉費負担金 1 0 7 万

4,000円。内訳としては、身体障害者自立支援医療費負担金105万円。これは人工透析者1名増に係る国の2分の1分。それから、低所得者保険料軽減負担金2万4,000円。これは2分の1分の負担金ですが、対象者が当初233名から249名、16名の増となりました。この2万4,000円は介護保険事業勘定特別会計への繰出金となります。

それから、2節の児童福祉費負担金113万3,000円。これは児童手当に係る追加の補正となります。

それから、次のページになります。

2項の国庫補助金1目総務費補助金1節の総務管理費補助金39万9,000円。これは歳出で説明しましたマイナンバー制度における児童手当システム、国保システム、介護保険システム、3分の2分、39万9,000円です。

それから、2目の民生費補助金1節の社会福祉費補助金10万5,000円の減額。まずは臨時福祉給付金事務費補助金、これは電算分です。100%補助、50万8,000円です。権利擁護人材育成事業補助金61万3,000円の減額。実は、当初予算では補助率100%で見えておりましたが、結果として補助率が66%ということで34%の減額となりました。それに伴う減額であります。

3目の土木費補助金1節の道路橋りょう費補助金894万7,000円の減額。これは橋梁3橋の事業費確定見込みによる減額。

それから、2節の住宅費補助金、社会資本整備総合交付金ですが、これも新町団地N棟1棟2戸分ですが、事業費の確定見込みによる減額。

それから、4目の教育費補助金1節の教育総務費補助金1,539万3,000円は、教員住宅建設に係る補助金、平成29年度分の建設に係る1棟2戸分の補助金となります。

それから、14款道支出金1項道負担金1目の民生費負担金1節の社会福祉費負担金9万6,000円ですが、後期高齢者医療保険基盤安定負担金44万1,000円の減額。これは保険料軽減分として、道負担分4分の3分です。確定見込みによる減額。これは後期高齢者の特別会計への繰出金となります。身体障害者自立支援医療費負担金52万5,000円。これは人工透析者1名に係る4分の1分。それから、低所得者保険料軽減負担金1万2,000円。これは16名の増で、道の負担割合4分の1分。これも介護保険事業勘定特別会計への繰出金となります。

それから、2節の児童福祉費負担金20万8,000円については、児童手当に係る道の負担金となります。

それから、14款道支出金2項道補助金3目の衛生費補助金、保健衛生費補助金7万1,000円。実は、妊婦の通院に係る助成金ですが、北海道は今年度4月1日から制度をスタートしました。したがって、町も実施しておりますので、その財源を使うということで、通院費助成への3分の1分、9人分になります。7万1,000円。

それから、4目の農林水産業費補助金1節の農業費補助金225万円。新規就農総合支

援事業補助金2名分、歳出と同額の225万円の減額です。

それから、2節の林業費補助金375万9,000円の減額ですが、まず森林環境保全整備事業補助金662万2,000円の減額。これはヤツバキクイムシ被害にかかわる事業の中止630万4,000円も含んでおります。それから、未来につなぐ森づくり推進事業補助金270万4,000円。これは歳出でも説明しましたが、ヤツバキクイムシ被害の再造林に係る準備地ごしらえ分です。それから、小規模治山事業岡山地区ですが、20万1,000円の事業確定による減額。エゾシカ被害防止緊急捕獲事業補助金36万円は、北海道の定額の補助金となります。

それから、16款寄附金1項寄附金2目の指定寄附金1節の総務費寄附金11万5,000円。ふるさと整備資金3件であります。

それから、2節の教育費寄附金1万円。教育振興資金ですが、寄附1件です。

それから、4節の災害復旧費寄附金223万4,000円。これは8件であります。

17款繰入金1項基金繰入金2目のいきいき産業支援基金繰入金、民間活用住宅建設事業に充当820万円。

それから、3目のふるさと銀河線跡地活用等振興基金繰入金、旧鉄道林整備事業に充当、70万円の減額。これは、事業確定見込みによる減額。

それから、4目の町有林整備基金繰入金、町有林管理事業に充当、20万円の減額。これも事業確定見込みによる減額です。

それから、19款諸収入5項雑入3目雑入7節の雑入965万9,000円の補正ですが、森林保険金487万2,000円。これは、平成28年の気象災、2月の凍害によるカラマツの苗木の枯死、作集地区です。それから、平成26年の寒害、恩根内地区ですけども、アカエゾマツの苗木の枯死の保険金487万2,000円です。それから、市町村振興協会助成金、これは宝くじの助成金であります。ラコーム市姉妹提携30周年記念事業に100万円を充当しております。それから、保険料解約金18万4,000円は、先ほどの森林保険と同じ地区の解約金であります。それから、過年度負担金精算金360万3,000円は、とちぎ広域消防事務組合が今年度4月1日からスタートしました。したがって、平成27年度分の池北三町行政事務組合の消防費の精算分の戻し入れ金であります。

それから、20款町債1項町債4目の土木債、道路橋りょう債で650万円の減額。ここに記載のとおり、事業費確定見込みによるそれぞれの減額となりますし、上陸別橋改修事業については、先ほど説明しましたPCBの関係の事業の増に伴うもの。

それから、6目の教育債は教員住宅建設事業2,660万円となります。これは平成29年度建設分、1棟2戸に係る分。これは繰越明許費で、平成29年度となります。

それでは、5ページをお開きください。

5ページ、まず第2表繰越明許費ですが、総務費、総務管理費、民間活用住宅建設事業1,380万円。これは従業員用の住宅、単身者6戸分の住宅。

それから、同じくその下、交流センター改修事業 786万1,000円。これは当初で予算を計上しておりますけれども、受託者との協議の中で、利用者が少ない時期、その時期を休館として工事をして進めてほしいという要望もございましたので、現在としては3月中旬から4月中旬ぐらいまでを予定しておりますが、内容としては交流センター2階の和室を除く床じゅうたんの張りかえと2階の照明LED化工事の内容になります。

それから、教育費、教育総務費、教員住宅建設事業、これは先ほども説明しました1棟2戸分4,413万2,000円であります。

それから、第3表地方債補正、追加ですが、まず追加の分は、学校教育施設等整備事業、教員住宅建設事業2,660万円です。起債の方法、利率、償還の方法は、ここに記載のとおりであります。

それから、変更ですが、まず辺地対策事業、補正前が限度額1,190万円、補正後が830万円です。360万円の減額となっております。内訳として、新恩根内橋改修事業450万円が270万円、180万円の減額。弥生橋改修事業で740万円が560万円、180万円の減額となります。それから、過疎対策事業3億2,960万円が3億2,670万円、290万円の減額となっております。

次のページをお開きください。

次のページの中段ほどに、上陸別橋改修事業190万円が210万円ということで、20万円の増。町道殖産4号線道路整備事業5,060万円が5,030万円、30万円の減額。町道川向伏古丹連絡線改良事業5,030万円が4,780万円、250万円の減額。町道通学道路整備事業520万円が490万円、30万円の減額となります。

以上で、議案第84号を終わりました。次に、議案第85号に移ります。

議案第85号平成28年度陸別町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

2、歳出。

2款保険給付費2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費19節負担金補助及び交付金。このたび、高額療養費の増額が見込まれるということで、予算が不足するというので、今回200万円ほど追加の補正をお願いいたしました。

以上で歳出を終わりました。歳入、4ページをお開きください。

1、歳入。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金200万円を充当する予算であります。繰越金の確定額が2,750万7,867円ですから、補正後の額1,678万9,000円を引いた1,071万8,867円を留保しております。

以上で議案第85号の説明を終わりました、議案第86号の説明に移ります。

議案第86号平成28年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費。現在、診療所の看護師ですが、1名が長期の休職中。それと、今年度ですけれども、パートでいた臨時看護師が1名事情があって退職されました。したがって、看護師が不足している状況がございますけれども、とりあえず11月1日から1月31日までの3カ月間、臨時看護師1名を人材紹介所から派遣をしていただいて、インフルエンザ予防接種など外来業務、あと一部当直もございますが、その業務を担っていただいております。

なお、それにかかわる予算としては、4節共済費、社会保険料34万9,000円、それから9節の旅費22万8,000円のうち臨時看護師の赴任旅費13万4,000円、それから役務費13万7,000円、それから労働者紹介手数料10%分。

なお、賃金については、既定の予算内で執行しております。

9節の旅費で、臨時医師分で9万4,000円の追加を今回させていただいております。実はJRが、スーパーおおぞら関係が運休をしているというようなことで飛行機で来るケースが結構ございまして、それらに係る不足分の追加であります。

それから、11節の18万4,000円。これは燃料費8万円、光熱水費10万3,000円は見込みの増に伴う追加の補正です。

それから、14節使用料及び賃借料で15万4,000円。まず賃借料で、車両借上料13万9,000円。これは、先ほど説明しました臨時医師に係る送迎分ですが、JRの運休に伴う補正の増となります。それから、検査衣借上料1万5,000円。実は、検査の増に伴いまして、患者用の検査衣が不足しておりますので、それに係る借り上げ料となります。

以上で歳出を終わりました、歳入、4ページに移ります。

6款繰越金1項繰越金1目の繰越金、前年度繰越金87万2,000円の補正。確定額が2,092万7,005円ですが、補正後の額519万1,000円を引いた1,573万6,005円を今、留保しております。

それから、7款の諸収入1項雑入1目雑入2節の雑入17万9,000円は、臨時看護師1名の社会保険料等個人負担分であります。

以上で議案第86号の説明を終わりました、次に、議案第87号の説明に移ります。

議案第87号平成28年度陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に

定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、歳出、6ページをお開きください。

2、歳出です。

2款施設費1項施設管理費2目の施設新設改良費、委託料18万1,000円の減額は、調査設計、新町2区の配水管新設工事に係る設計費。これは入札執行残です。

それから、15節の工事請負費303万8,000円の減額。配水管新設、これも入札執行残でして、町道通学路配水管新設工事、町道下陸別連絡線の配水管新設工事、この2路線に係る執行残となります。

以上で歳出を終わりました、歳入、5ページに移ります。

4款繰入金1項他会計繰入金1目の一般会計繰入金、一般会計繰入金で、財政対策分で1万9,000円の減額。

7款町債1項町債1目の簡易水道事業債、配水管整備事業320万円の減額。これは事業確定見込みによる減額でして、簡易水道事業債で160万円の減額、過疎債で160万円の減額となります。

次に、4ページをお開きください。

4ページは、第2表地方債補正です。変更になります。

まず、過疎対策事業、補正前が限度額2,400万円が補正後限度額2,240万円、160万円の減額。この内訳の配水管整備1,840万円が1,680万円で、160万円の減額。それから、簡易水道事業2,400万円が2,240万円で、160万円の減額。その下、配水管整備で1,840万円が1,680万円で、160万円の減額となります。利率、補正前、補正後については、ここに記載のとおりであります。

以上で議案第87号の説明を終わりました、次に、議案第88号に移ります。

議案第88号平成28年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、7ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費19節負担金補助及び交付金の負担金75万6,000円。北海道自治体情報システム協議会への負担金です。実は、ことしの9月7

日に介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されまして、施行日は平成30年4月1日からになります。平成30年というのは介護保険料の見直しの年になるわけですが、その中で所得の中の合計所得金額から、まず長期譲渡所得と短期譲渡所得に係る特別控除額、それから公的年金などに係る雑所得を控除した額を用いることとなったと。それで道内では、自治体情報システム協議会の中の自治体によってはこのシステムを今年度、平成29年度から使う自治体と平成30年度から使う自治体があるようです。陸別町は平成30年度から使う予定をしておりますけれども、今回、北海道自治体情報システム協議会として、12月定例会で補正予算で統一して出そうと、そういったことになりました。それに係る介護保険システムの改修費の負担金になります。先ほど言いましたように、陸別町は平成30年度からこれを供用開始するというので、平成30年度に使用するよう設定をするということになります。

それから、2款の保険給付費1項介護サービス等諸費1目の居宅介護サービス給付費19節負担金補助及び交付金1,600万円の減額。保険給付費関係につきましては、資料ナンバー12-1をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。それで、居宅介護サービス給付費、これはグループホーム「みどりハイツ」廃止に伴う影響でして、当初24名から18名、6名の減額。1,600万円の減額になります。

それから、2目の居宅介護サービス計画給付費19節負担金補助及び交付金82万9,000円の追加補正ですが、居宅介護サービス計画給付費で、当初45名を見ておりましたけれども、見込み48名ということで3名の増と。

それから、3目の施設介護サービス給付費19節560万円ですが、これは老人福祉施設、当初38名を見ておりましたけれども41名ということで3名の増。それから老健施設、2名を見ておりましたけれども1名ということでマイナス1名、差し引き2名の増となります。

それから、2項の介護予防サービス等諸費1目の介護予防サービス給付費、19節ですが10万円の増。主にデイサービス利用者の増に伴うものでして、当初7名を見ておりましたけれども11名ということで4名の増。

それから、2目の介護予防サービス計画給付費19節1万円。居宅介護サービス計画給付費ですが、当初19名でしたが1名増の20人の見込みと。1万円の補正です。

それから、6項特定入所者介護サービス等費1目の特定入所者介護サービス費19節440万円の補正であります。しらかば苑で32名見ておりましたけれども、見込みとして37名、5名の増。町外の施設1名を見ておりましたけれども、2名ということで1名の増。合わせて6名増の440万円の追加の補正となります。

3款の地域支援事業費3項包括的支援事業・任意事業費2目の任意事業費。地域支援事業につきましては、資料ナンバー12-2をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。委託料で25万6,000円、任意事業ですが、これは社会福祉協議会に委託している事業でありまして、まず一つは給食サービス事業であります。利用者が当

初9名を見ておりましたけれども、14名の見込みということで5名の増と。それから、もう一つは介護用品の給付事業でありますけれども、当初22名を見ておりましたけれども、26名の見込みということで4名の増と。合わせて25万6,000円の追加の補正であります。

以上で歳出を終わりました、歳入、4ページをお開きください。

1、歳入。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目の介護給付費負担金、現年度分129万2,000円の減額。

それから、2項の国庫補助金1目の調整交付金46万1,000円の減額。

2目の地域支援事業交付金、現年度分、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業10万円。これは39%分です。

それから、3目の事業費補助金1節の事業費補助金、システム改修事業補助金75万6,000円の2分の1分、37万8,000円。

それから、3款道支出金1項道負担金1目の介護給付費負担金、現年度分35万3,000円の減額。

それから、2項の道補助金1目の地域支援事業交付金、現年度分で介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業5万円、19.5%分。

それから、4款の支払基金交付金1項支払基金交付金1目の介護給付費交付金、現年度分で141万7,000円の減額。

6款繰入金1項他会計繰入金1目の一般会計繰入金1節の介護給付費繰入金63万3,000円の減額。

2節の事務費繰入金37万8,000円の追加の補正。

3節の地域支援事業繰入金4万9,000円。介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業4万9,000円。これは19.5%分になります。資料では5万円となっているかと思いますが、事務費で1,000円の減額がございますので、差し引き4万9,000円となります。

それから、4節低所得者保険料軽減繰入金4万6,000円。これは国2分の1、道4分の1、町4分の1分の4万6,000円となります。

6款繰入金2項基金繰入金1目の介護給付費準備基金繰入金89万4,000円の減額。基金に戻すということになります。これによって基金残高は1,168万200円となります。

以上で、議案第88号の説明を終わりました、次に、議案第89号の説明に移ります。

議案第89号平成28年度陸別町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後

の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、委託料2万円、健康診断等。当初50名を見ておりましたけれども、60名の見込みということで10名の増。その2万円の追加の補正。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金1目の後期高齢者医療広域連合納付金ですが、19節86万2,000円の減額。まず、事務費負担金27万3,000円の減額。保険料等負担金58万9,000円の減額。実は、これも平成27年度の負担金の確定に伴う減額となります。

以上で歳出を終わりました、歳入、4ページをお開きください。

1、歳入。

3款繰入金1項他会計繰入金1目事務費繰入金30万2,000円の減額であります。事務費分としては27万3,000円、それから健診分で2万9,000円の減額、合わせて30万2,000円になります。

それから、2目の保険基盤安定繰入金58万9,000円の減額。これは北海道が4分の3分、町が4分の1分の負担となります。

それから、5款諸収入3項雑入1目雑入1節雑入。雑入ですが、健診に係る助成金の増4万9,000円であります。

以上で、議案第84号から議案第89号までの説明を終わります。

以後、御質問によってお答えをしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 御苦労さまでした。

2時20分まで、休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時20分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第84号平成28年度陸別町一般会計補正予算（第9号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、13ページからを参照してください。

2款総務費13ページから15ページ中段まで。

6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 13ページの2、歳出、2款総務費1項の総務管理費5目の財産管理費で17節財産の購入費ということで17万3,000円、見込まれております。今

回、参考資料を見ましたら3,650平米弱ですか、購入されるということで、先ほど副町長の説明にもありましたが、住宅地として考えているということで、これに関して予想的な計画、図面とかそういうのは考えられているのか。

それと、もう1点、この参考資料を見ましたら、この辺の隣接する場所でまだこういう購入されるような事業が発生するのかどうか、確認いたします。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） まず、公有財産の住宅用地の詳細については、まだこちらのほうでも決定をしておりますので、住宅用地として、これから検討していくということになります。

それから、ほかの地区については、国のほうからまだ通知が来ておりませんので、今回も、国のほうからの通知に基づきまして購入する意思を表明して、今回購入することになっております。また、使用されている建物もございますので、この後、国からの連絡等がありましたら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、14ページの民間活用住宅建設事業1,380万円ということですが、繰越明許費を使つての事業費かなと思われるわけなのですけれども、建て主から、この事業を使いたいというのはいつごろあったのか、お話は。

それで、もう冬期間を迎えるわけなのですけれども、先般の臨時議会だとかそういうのに、これはかけられなかったのか。そこら辺のことについてお尋ねをいたします。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この事業につきましては、10月に入ってから、今年度中に建てたいという希望があるということでお話がありました。その際には、当時、この関係の予算が全部決まっております、予算がないということで、通常でいけば12月補正での対応になりますということで相手方にはお答えをしていたところでございます。

臨時議会にかけるかけないにつきましては、町のほうの事情もありまして、今回の補正というふうになったところでございます。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 行政側の事情と。そうしたら、建て主側の事情もあると思うのですよね。やはり早目にこれを、予算がなくても予算措置の対応、例えば外国人従業員の受け入れということが3月に決まった段階で、発注元もこの事業に向かったと思うのですけれども。当然やはり冬期間の見積もりでは、相当な事業費の増になると思うのですよね。そこら辺も鑑みて、これはきちっと早目に対処してやれば、もうとっくの間に基礎工事ぐらい行っていると思うのですけれどもね。そこら辺、もう少し早目の対応を町長もしくはそこら辺できちっと話し合いをして、これは出すものは出すと。早目にやってやるのが私はやっぱり町行政の立場ではないかなと思うのですけれども、もう一回お尋ねします。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） これについては、相手方の代表者、仲介に入っている団体の代表者ですけれども、一応12月で上げたいと。そういったこととお話をして了解をいただいて、今回、補正予算に上げたという、そういったことですので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、3款民生費15ページ中段から17ページ中段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、4款衛生費17ページ中段から18ページ中段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、6款農林水産業費18ページ中段から7款商工費19ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、8款土木費20ページから21ページ中段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、9款消防費21ページ中段から10款教育費24ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、歳出全般について行います。

ただし、款を区切ったの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、以上で歳出についての質疑は終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、7ページから12ページまでを参照してください。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、歳入全般についてお尋ねをいたします。

先ほどの専決処分の中で、今回の台風の被害によって避難勧告された方に対して1万円の助成が出ております。それで、固定資産税の減免ということを考えてときに、今回、建物に相当な被害が出ていますよね。それと農地。それで、固定資産税の減免ということは災害等によって減免、天候の不順により著しく価値を減じた固定資産とうたっています。今回、相当の被害が出た中で、ここら辺の対処、被害届が上がっていて、町行政側にも建物及び農地等の被害の面積、いろいろきちっとした数字が出ていると思うのですけれど

も、そこら辺きちっと精査、調査をしたのか。恐らく減免の措置に値する被害だと私は思っております。

そこで、固定資産税の減免を受けようとする者は個人で納期までに申告しなさいとありますけれども、被害が出た物件、また農地、そこら辺についてきちっと調査を行ったのかどうかをお尋ねします。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 建物に関しましては、栄町の地すべり災害によって全壊した車庫、その現年度分の固定資産税の減免の措置をしております。その1件のみであります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 農地につきましては、それぞれ大型の災害があった時点で町のほうの関係機関を含めての調査、それと土地所有者からの申し出による報告で面積などを確認して、あわせて現地に行って確認をしているところでございます。現在はそのような時点でございます。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） そこで、調査中でなくて、確定をしているものに対してはきちっと減免の措置をしないと、当町の場合は固定資産税の賦課期日というのは1月1日ですよ。それで、今回も建物にしたって、このような大きな被害が出て、総額でやはり2,100万円ぐらいの被害が出ているのですよ、牛舎等。そこら辺きちっと調査をして、減免の措置をきちっとしないと、私はいけないと思うのですよね。それがやはり町民に対してのきちっとした対応だと私は思うのです。

それと、農地についても、調査して上がってきたところを見ましたではなくて、そこに植えてある作物が何かということを考えなかったら、やはり今回だってビートの作付見ても、陸別町全体で反収3トン300ですよ。糖分が16.1というということは、基準の評価額を下回る額なのですよね。これで作物をつくってきちっと生産をして生活をしている人が、町民税を払いたくても払えない場面も出てくるのではないですか。やはり収入が得られないのですから。そういうこともきちっと早目に対処して、作物を収穫のときに見て、農協と、JAだとかそういうところと対応して、こういう形で減免額の措置をとるとか。それでなかったら、来年の農地の復旧もまだまだならない段階で、きちっとそういうことを対応していただかないと私だめでないかと思うのですけれども、どうですか。ただ見回ったではなくて、これは被害が出ているとなったら、そのとき既にそうやって減免の措置をする。栄町の車庫が土砂でやられたと。それは減免の措置をしたと。では、農家の建物がやられたときは減免措置しないのですか。どうですか。

○議長（宮川 寛君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁、佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 議員の御指摘のとおりだと思っておりますけれども、実態としては農業関係については把握していないということもございまして。ただ、細かい話が出てきたというのは、今月の初めぐらいにそういう話が出てきて、今、担当レベルでは少なくとも打ち合わせをしていると、そういったことに今なっているのが現状でありますので、相手があれば、そこも情報収集しながら、庁舎内で検討、相手とも相談をしていきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 当然、農地等の流出によって農地でなくなったわけですから、農地が復元するまでは、やはり減免の対象にするというのが他町村のあり方です。だから、そこら辺もきちっと精査をして、早目にきちっとして、こういう形で災害になって大きな被害が出たというときには、この町条例の規約、条例を飛び越えてでもやはりきちっとした対応を、今後出てこないよも限らないので、そういうこともきちっと精査をして、役場職員がきちっと調査をして、実態を見て、それからきちっとした対応をとっていただきたいと思っております。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 町単独で調査をやるという場合、農協だとか普及所だとか、そういったことを3者で合同して調査をして、あと、漏れがないか、そういう被災者からの情報収集という、そういう段取りになっているかと思っております。これは議員御存じだと思うのですが。ただ、今言いましたように、町として、現在は庁舎内で協議をしているところですから、農協とかそういったところからもお話をお伺いしながら対応を考えていきたいなど、そういうふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、以上で歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条繰越明許費、第3条地方債補正についての質疑を行います。

5ページから6ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） ないようでありますから、以上で質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認めます。これで終わります。

これから、議案第84号平成28年度陸別町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第85号平成28年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第85号平成28年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第86号平成28年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第86号平成28年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第87号平成28年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから6ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、次に、第2条地方債の補正について質疑を行います。

4ページを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認めます。これで終わります。

これから、議案第87号平成28年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第88号平成28年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから9ページまでを参照してください。

2番久保議員。

○2番(久保広幸君) 7ページ、歳出であります。2款保険給付費の1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費19節負担金補助及び交付金で、居宅介護サービス給付費の1,600万円の減額でありまして、説明ではグループホーム「みどりハイツ」の休止に伴います6人の方の利用減ということではありますが、この方々、6人については何らかの次のサービスを受けているだろうと思うのですが、この収支の中では一般会計も含めて今回の補正では見受けられないのですが、この6名の方の現在というのですか、処遇についてお伺いいたします。

○議長(宮川 寛君) 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） こちらにつきましては、北勝光生会の内部の事業の中でやりくりをいただいているということになりまして、町のお金が今のところ出動するような状況には至っていないということになります。補正についてはないということになります。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） そうしましたら、当然サービスが変わるわけですから、最低でも目が変わるだろうと思うのですが、それぞれサービス事業者のほうで相殺していると。増減がある中で、その中で埋めているということですか。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 今のところは、大変申しわけないのですが、法人の中で整理されている内容について詳しくは存じ上げておりませんので、今のところ答弁はこの程度になります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑は終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第88号平成28年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第89号平成28年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第89号平成28年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1

号) を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣言

○議長(宮川 寛君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時46分